

飼料添加物バチルス サブチルスの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

バチルス サブチルスは、土壌や枯れた植物等に存在する菌の一種である。これを飼料に添加して家畜に給与することで腸内細菌叢のバランスを整え、飼料の栄養成分の有効な利用を促進し、増体量や飼料効率を改善することから、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、平成7年に飼料安全法に基づき、飼料添加物として指定された。現在、バチルス サブチルスは、既に4種の菌株 (*Bacillus subtilis* BN 株、*B. subtilis* C-3102 株、*B. subtilis* DB9011 株、*B. subtilis* NT 株) について、飼料添加物としての使用が認められているが、これら以外の菌株は、飼料添加物としての使用は認められていない。

今回、要望のあったバチルス サブチルス (*Bacillus subtilis* JA-ZK 株) は、高密度で増殖させることによって、効率よく製造することが可能とされている。

平成27年8月31日、農業資材審議会飼料分科会において、当該菌株を飼料添加物として使用することについては、飼料添加物の基準及び規格の改正の答申がなされたところである。

2. 改正の概要

飼料添加物バチルス サブチルスについて、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）の製造用原体及び製剤の基準・規格を改正し、並びに飼料の基準・規格を設定する。

なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、豚及び鶏を対象とする飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果を踏まえ、パブリックコメント等により一定期間意見の公募を行い、省令の改正の進捗を進める。